

≫≫ 保険料は大切な財源です

介護保険は社会全体で支えあう制度です。介護保険の財源構成は全国一律に定められています。

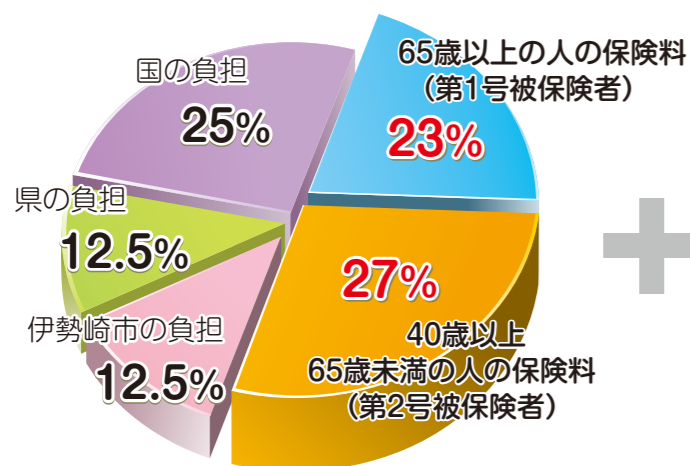
みなさんが納める介護保険料と国・県・市が負担する公費を財源として、介護保険制度は運営されています。

介護が必要になったときに安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。



介護保険の財源

● 財源の半分が保険料です。



サービスの利用者負担

第8期 (令和3年度～令和5年度) の保険料額設定

介護保険料は介護保険事業計画に定める介護給付費用見込額等に基づき、3年に一度の見直しを行います。

第8期の保険料基準額は72,000円となりました。介護給付費準備基金を一部取り崩すことで、第7期の保険料基準額72,800円から上昇を抑制しました。

≫≫ 40歳から65歳未満の人 (第2号被保険者) の介護保険料

40歳から65歳未満の人の介護保険料の額は、加入している医療保険の算定方法によって決められ、医療保険と一括して納めます。

≫≫ 65歳以上の人 (第1号被保険者) の介護保険料

保険料の決め方

介護保険料は市全体の介護保険給付に必要な費用などから算出された「基準額」をもとに、みなさんの所得に応じて決まります。

$$\text{基準額 (年額)} = \text{伊勢崎市で介護保険の給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担分 (23\%)} \div \text{伊勢崎市の65歳以上の人数}$$

● 介護保険料の額 (第8期 令和3年度～令和5年度まで)

所得段階	対象者		保険料		
			割合	年額	
第1段階	・生活保護を受給している人 ・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している人 ・世帯全員が市民税非課税で前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額」の合計が80万円以下の人		基準額 × 0.30	21,600円	
第2段階	本人が市民税非課税の人	世帯全員が市民税非課税の人	前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額」の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額 × 0.50	36,000円
第3段階		前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額」の合計が120万円を超える人	基準額 × 0.70	50,400円	
第4段階		同じ世帯に市民税課税者がいる人	前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額」の合計が80万円以下の人	基準額 × 0.87	62,600円
第5段階	前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額」の合計が80万円を超える人	基準額	72,000円		
第6段階	前年の「合計所得金額」が120万円未満の人		基準額 × 1.20	86,400円	
第7段階	前年の「合計所得金額」が120万円以上210万円未満の人		基準額 × 1.30	93,600円	
第8段階	本人が市民税課税の人	前年の「合計所得金額」が210万円以上320万円未満の人		基準額 × 1.50	108,000円
第9段階		前年の「合計所得金額」が320万円以上400万円未満の人		基準額 × 1.70	122,400円
第10段階		前年の「合計所得金額」が400万円以上500万円未満の人		基準額 × 1.85	133,200円
第11段階		前年の「合計所得金額」が500万円以上600万円未満の人		基準額 × 1.90	136,800円
第12段階		前年の「合計所得金額」が600万円以上の人		基準額 × 2.10	151,200円

※世帯とは…原則として4月1日現在での住民票上の世帯。ただし、4月2日以降に市外から転入された場合や年齢到達で第1号被保険者になった場合には、その年度は資格取得日現在の世帯となります。

※老齢福祉年金とは…明治44年4月1日以前に生まれた人等が受けている無拠出年金です。

※公的年金等収入金額とは…税法上の課税対象となる公的年金（国民年金、厚生年金など）の収入をいい、課税対象とならない年金（遺族年金、障害年金など）は含まれません。

※合計所得金額とは…収入金額から必要経費等を控除した所得金額の合計額で、申告分離課税の所得金額（株式譲渡所得など）を含みます。本人が市民税非課税である場合（第1から第5段階）は公的年金等に係る雑所得を引いた額となります。（ただし、平成30年度から、土地建物等の譲渡所得については、特別控除後のもので計算します。）雑損失・繰越損失は含みません。なお、合計所得金額がマイナスの場合、0円として計算します。

※税制改正（給与所得、年金雑所得に係る控除額の引き下げ）の影響が生じないよう保険料算定を行います。

保険料の納め方

特別徴収 **年金が年額18万円以上の人**
年金の定期支払い(年6回)の際に、介護保険料が差し引かれます。



● 仮徴収とは・・・4月、6月、8月

その年度の保険料は、本人や家族の市民税の課税状況や所得の状況等によって決まります。市民税が確定し、さらに保険料も確定するのは7月になるため、4月・6月・8月分の保険料は、前年度の2月分と同額を仮の額として納めていただきます。ただし、仮徴収と本徴収の金額の差が大きい場合は、できるだけ均等になるように8月から調整する場合があります。また、4月以降、新規に特別徴収が開始になる人は、前々年の所得金額等により仮徴収額が算出されます。

● 本徴収とは・・・10月、12月、2月

確定した保険料から仮徴収分を差し引いた額を3回に分けて納めます。

普通徴収 **年金が年額18万円未満の人**
送付される納付書にもとづき、介護保険料の年額を8回(期)に分けて納めます。

● 納付書を送付しますので、伊勢崎市指定の金融機関(★)・ゆうちょ銀行・コンビニエンスストア・市役所及び各支所で納めてください。また、インターネットバンキング、クレジットカード、ATMを利用して納付もできます。(ペイジー対応)

このほかに普通徴収となる人

- ・年度途中で、65歳になった人や、他の市区町村から転入してきた人。
- ・年金を担保に設定したり、受給年金の変更などにより、保険料の特別徴収ができなくなった人。
- ・申告のやり直しなどで、所得が変更になった人。

(★) 伊勢崎市指定の金融機関(令和3年4月1日現在)

群馬銀行 三井住友銀行※ 足利銀行 みずほ銀行※ 東和銀行 アイオー信用金庫 しのめ信用金庫
桐生信用金庫 中央労働金庫 あかぎ信用組合 ぐんまみらい信用組合 佐波伊勢崎農業協同組合

(※の銀行では、口座振替ができません。)

● 納付書で納める人は口座振替が便利です

介護保険料の納付書、預金通帳、印鑑(通帳の届出印)を持参し、取り扱い金融機関で手続きをしてください。

CHECK!! ワンポイント解説

65歳になる年度の 保険料について

- 65歳になられてすぐには年金からの介護保険料の差し引きは始まりません。
- 年度途中で65歳になった場合、65歳になる月(65歳の誕生日の前日がある月)の前月分まで医療保険の保険料といっしょに納め、65歳になった月の分からは送られてくる納付書で納めます。なお、それぞれ年度末までの納期に分けて納めるため、納期が重複する時期がありますが、二重に納めるわけではありません。

保険料を納めないでいると

1年以上滞納すると

介護サービスを利用したとき、いったん利用者は費用の全額を自己負担し、負担割合に応じた払い戻しを受ける「償還払い」に支払い方法が変更となります。

1年6か月以上滞納すると

償還払いになった保険給付分の一部または全部が差し止めとなります。なお滞納が続く場合は、差し止められている保険給付額から滞納保険料を控除される場合もあります。

2年以上滞納すると

特別な事情がなく保険料を納めないでいると、未納期間に応じて、介護サービスを利用する時の利用者負担が3割または4割に引上げられたり(※)、高額介護サービス費などの払い戻しが受けられなくなります。

※利用者負担が1割または2割の人 ⇒ 3割負担
利用者負担が3割の人 ⇒ 4割負担

保険料の徴収猶予や減免について

災害に遭われたり、収入が減少するなど特別な事情により、保険料を支払うことが困難な場合には、申請により保険料の徴収猶予や減免をいたします。

特別な事情とは・・・

1. 火災、風水害など災害により、住宅・家財に著しい損害を受けた
2. 世帯の生計主の死亡・入院・失業・売り上げ減少などにより世帯の収入が減少した
3. 生活に困窮している(市民税課税者と同一生計・扶養関係にない場合に限る)

- 収入や預貯金状況を確認して、減免の決定をさせていただきますので、ご了承ください。

1から3それぞれ、条件に該当するかどうかの基準がありますので、該当すると思われる人は、介護保険課保険料係までご相談ください。

